

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月 17日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪府大阪市西区千代崎2-15-15	
氏名 三同建設株式会社	
代表取締役 細川 恵吾	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6584-5528	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三同建設株式会社
事業場の所在地	大阪府大阪市西区千代崎2-15-15
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	資本金：6,000万円
③従業員数	100名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・解体工事 がれき類（コンクリート塊）→再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化 がれき類（アスファルト・コンクリート塊）→再生処理業者に委託して、再生骨材として再資源化 がれき類（レンガ・瓦）→埋立処分地に委託して、埋立処理 木くず→再生処理業者に委託して、チップ燃料として再資源化 建設系混合廃棄物→中間処理業者に委託し分別 石綿含有産業廃棄物→埋立処分地に委託して、埋立処理

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃プラスチック類（石綿含有
	排 出 量	11 t	21 t
	（これまでに実施した取組） ・内装材の人力撤去による分別解体 ・コンクリート塊 小割時に鉄筋と分別		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃プラスチック類（石綿含有
	排 出 量	9 t	17 t
	（今後実施する予定の取組） 上記に加え、下記の取組みを実施予定 ・混合廃棄物を減少させるよう分別の徹底を行う		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、木くずの分別 ・金属くずの分別
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記に加え、石膏ボード・廃プラ・紙屑についても分別

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず	廃石膏ボード	その他のがれき類	コンクリート塊
422 t	310 t	43 t	23097 t

②計画

木くず	廃石膏ボード	その他のがれき類	コンクリート塊
330 t	250 t	35 t	18400 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

アスファルト・コンクリート	がれき類（石綿含有）	建設系混合廃棄物（管理型）	蛍光灯
358 t	101 t	247 t	6 t

②計画

アスファルト・コンクリート	がれき類（石綿含有）	建設系混合廃棄物（管理型）	蛍光灯
285 t	80 t	200 t	5 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃プラスチック類（石綿含有）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃プラスチック類（石綿含有）
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃プラスチック類（石綿含有）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃プラスチック類（石綿含有）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面－1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃プラスチック類（石綿含有
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃プラスチック類（石綿含有
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃プラスチック類（石綿含有
	全 処 理 委 託 量	11 t	21 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	11 t	21 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・ 委託先は優良認定処理業者を選択する。		

(第4面－2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

木くず	廃石膏ボード	その他のがれき類	コンクリート塊
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

木くず	廃石膏ボード	その他のがれき類	コンクリート塊
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

木くず	廃石膏ボード	その他のがれき類	コンクリート塊
422 t	310 t	43 t	23097 t
422 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面－3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

アスファルト・コンクリート	がれき類（石綿含有）	建設系混合廃棄物（管理型）	蛍光灯
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

アスファルト・コンクリート	がれき類（石綿含有）	建設系混合廃棄物（管理型）	蛍光灯
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

アスファルト・コンクリート	がれき類（石綿含有）	建設系混合廃棄物（管理型）	蛍光灯
358 t	101 t	247 t	6 t
0 t	101 t	247 t	6 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第5面－2)

②計画

木くず	廃石膏ボード	その他のがれき類	コンクリート塊
330 t	250 t	35 t	18400 t
330 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第5面－3)

②計画

アスファルト・コンクリート	がれき類（石綿含有）	建設系混合廃棄物（管理型）	蛍光灯
285 t	80 t	200 t	5 t
0 t	80 t	200 t	5 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物に関する管理体制

役割	環境管理委員会	○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
	廃棄物担当役員	○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理責任者	○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育、啓発 ○ その他の関連する事項
	作業所長	○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育、啓発 ○ その他の関連する事項

廃棄物管理組織図

